

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
近江八幡市	上田町	令和3年3月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	58 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	20 ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

小規模耕作者は、労働力の確保が難しく、機械の能力を勘案すると経営規模の拡大は困難である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、農業経営の縮小及び離農された耕作者の農地については、他の経営体と協力しながらAが引き受け、集積・集約化する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1人	水稻・麦・大豆・野菜	22 ha	水稻・麦	42 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付等の意向

貸付等の意向が確認された農地は 39筆 874,000㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方法

上田町在住の農業者が耕作する上田町、千僧供町、西宿町地先の農地を縮小、離農される時には、将来の経営農地の集約化を目指し、原則として農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。水漏れ防止対策として圃場排水路の暗渠化及び農道に整備し、草刈作業の効率化を目指す。

特産化作物の拡大方針

かぼちゃの生産規模拡大に取り組む。
その他、収益性の高い品種の生産に取り組む。

湿害対策の取組方針

畑作物(麦・大豆)の収量向上を図るため、暗渠の再整備に取り組む。